

衛星デジタル放送におけるメッセージ運用方法の変更について

1 基本的な考え方

NHKは、公共の福祉のため、質の高い多彩な番組を全国で受信できるように放送することなどをその目的としており、その運営財源が受信料となります。受信料は、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方から、公平に負担していただくこととしており、受信機の普及が続いている衛星放送については、効率的かつ効果的に契約を増やしていくことが課題となります。

このため、現在、NHKでは衛星デジタル放送において、受信機の設置確認をより迅速かつ的確に行うため、受信機設置の連絡を促すメッセージをテレビ画面に表示しております。

(1) 衛星デジタル受信機購入者に対し、受信機に同梱しているパンフレット等により、設置のご連絡がない場合はテレビ画面にメッセージを表示することをご案内するとともに、同封はがきやフリーダイヤルでNHK等に設置のご連絡をいただくよう依頼しています。

(2) 受信機購入後 1 か月の間に連絡がない場合は、次のメッセージをテレビ画面の左下隅に表示しています。

「NHKでは BS 設置のご連絡をお願いしています。既に衛星契約をいただいている方にもお手数をお掛けしますがご連絡をお願いします。ご連絡はNHKホームページ・携帯サイト・電話等をお願いします。リモコンの青ボタンを 2 秒以上押し続けると詳しいご案内を表示します。電話の場合は 0 1 2 0 - 9 3 3 9 3 3」

(3) 受信機を設置した方から、設置のご連絡をいただいた場合、速やかにメッセージを消去しています。

NHKでは、受信機設置のご連絡をいただいた方のご契約を確認し、衛星放送のご契約がお済みでない場合は、訪問等によりご契約をお願いしています。

しかし、お留守等のため、何度訪問してもお会いすることができない等、ご契約をいただけない場合があります。

そこで、効率的かつ効果的に衛星放送のご契約をお願いするため、受信機設置のご連絡をいただいたものの、一定期間を経てなおご契約のお届けをいただ

けない場合、契約のご案内に関するメッセージを表示したいと考えています。

なお、衛星デジタル放送におけるメッセージ運用方法の変更につきましては、平成20年10月に公表しました「平成21～23年度 NHK経営計画」の中においても、その方針をお示ししております。

2 概 要

(1) 実 施 内 容 （別紙参照）

- ◆ 受信機設置のご連絡をいただいた後、衛星放送のご契約がない場合、1か月程度、視聴者の方からご契約の自主的なお届けを受け付けるとともに、訪問等によりご契約のお願いをする期間を設定します。
- ◆ 所定の期間を過ぎてもご契約のお届けをいただけない場合には、あらためてはがきや電話等によりご契約をお願いするとともに、ご連絡がない場合にはメッセージを表示する旨のご案内をします。
- ◆ それでもなお、ご契約のお届けをいただけない場合、「ご契約のお届けをお願いします」といった趣旨のメッセージを画面の左下隅に表示します。表示面積、表示時間は次のとおりです。
 - 表示面積：半透明、テレビ画面の9分の1程度
 - 表示時間：NHKの衛星デジタル放送のチャンネルを合わせた場合、15分間表示
- ◆ 受信機を設置した方からご契約の連絡をいただいた場合には、NHKにおいて、速やかにメッセージを消去します。（ご契約の連絡をいただいた後も、衛星未契約である場合は、メッセージを再表示します。）

(2) 影 響

① 支払者数の増加

「契約のご案内に関するメッセージの表示」により、年間約1.5万件の衛星契約数の増加を図ることが可能と考えています。これは「契約のご案内に関するメッセージ」を表示することで、お留守等のためご契約をいただけていない方からご契約のお届けがされることによるものです。

②受信料収入の増加

「契約のご案内に関するメッセージの表示」による衛星契約数の増加により、年間約1億円の受信料収入の増加を図ることが可能と考えています。

③運用経費の増加

本施策を導入することにより、メッセージの送出費用年間約1千万円、メッセージが表示された方からの連絡受付費用年間約4千万円の計年間約5千万円の運用経費が必要となると見込んでいます。

(3) 実施時期

平成22年度中に試行した後、本運用を開始する予定です。

衛星デジタル放送におけるメッセージ運用方法

別紙

現在の運用



新たに追加する運用

